

年末年始のごみの持ち込みについて

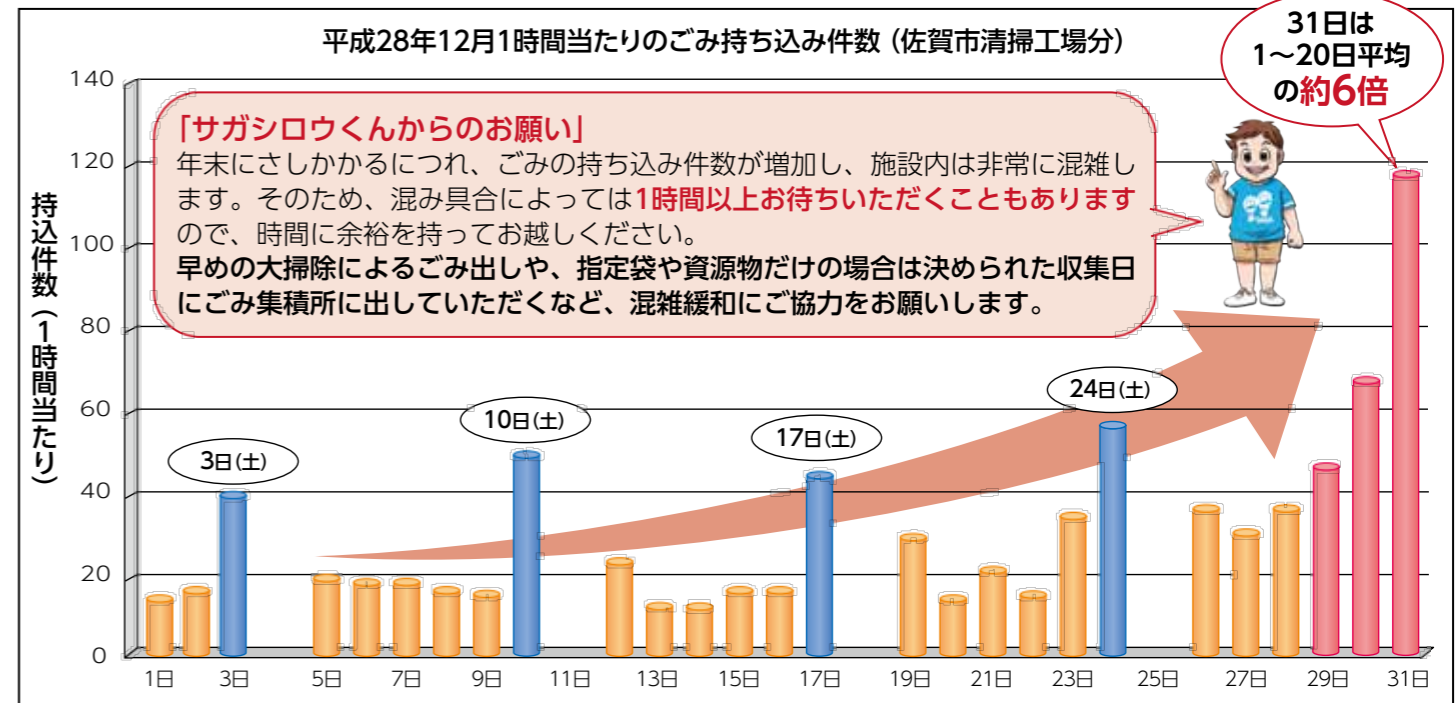
～年末は大変混みあいますので、時間に余裕を持ってお越しください～

各地区のごみの持ち込み先

- 佐賀市全域にお住まいの人……佐賀市清掃工場または佐賀市清掃工場南部中継所
※佐賀市清掃工場南部中継所には2t超の車両での持ち込みはできません。
- 諸富町、大和町、三瀬地区および富士町にお住まいの人は、脊振広域クリーンセンターにも持ち込めます。
※大和町、富士町の「事業系」のごみは脊振広域クリーンセンターに持ち込めません。

ごみを持ち込む際に注意していただくこと

- ◎年末年始は施設の受付日時が変則的なため、「年末年始の各施設の受付日時」をご確認ください。
- ◎持ち込みできるごみの種類は、お持ちのごみカレンダー・分別表をご確認ください。
- ◎住所を確認しますので、本人が身分証明書（運転免許証など）をお持ちください。
- ◎**ごみはあらかじめ必ず分別（燃えるごみ、燃えないごみ、缶、ビン、ペットボトル、布、紙類）してください。**
- ◎ごみカレンダーは市役所本庁1階総合案内、本庁1階環境政策課、佐賀市清掃工場（高木瀬町長瀬）、各支所、および各校区公民館（旧佐賀市のみ）でも配布しています。



年末年始の各施設の受付日時

施設	受付日時																												
佐賀市清掃工場	佐賀市高木瀬町長瀬2369 ☎ 30・2430 【受付日時】 <table border="1"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td>12/17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr> <tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> <tr><td>31</td><td>1/1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土	12/17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1/1	2	3	4	5	6
日	月	火	水	木	金	土																							
12/17	18	19	20	21	22	23																							
24	25	26	27	28	29	30																							
31	1/1	2	3	4	5	6																							
佐賀市清掃工場南部中継所	佐賀市川副町犬井道5727 ☎ 45・7251 【受付日時】 <table border="1"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td>12/17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr> <tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> <tr><td>31</td><td>1/1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土	12/17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1/1	2	3	4	5	6
日	月	火	水	木	金	土																							
12/17	18	19	20	21	22	23																							
24	25	26	27	28	29	30																							
31	1/1	2	3	4	5	6																							
脊振広域クリーンセンター	神埼市脊振町鹿路3362-1 ☎ 51・9010 【受付日時】 <table border="1"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td>12/17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr> <tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> <tr><td>31</td><td>1/1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土	12/17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1/1	2	3	4	5	6
日	月	火	水	木	金	土																							
12/17	18	19	20	21	22	23																							
24	25	26	27	28	29	30																							
31	1/1	2	3	4	5	6																							

○…8:30～17:00 △…8:30～12:00
×…休み
※ご注意ください
12月29日(金)～31日(日)のみ
搬入口が西側入口へ変更となります。

◎問い合わせ
循環型社会推進課 ☎30・2430 FAX30・2494 ✉junkan@city.saga.lg.jp

鼓の胴の松飾り伝承教室



島原の乱で佐賀勢の総指揮をとった連池藩初代藩主直澄公をしのんで「鼓の胴の松飾り」伝承教室を開催します。終了後、蓮池名物「だご汁」を振る舞います。

■日時 12月24日(日)
13時30分～15時30分
(13時受付開始)

■場所 蓮池公民館
■講師 鼓の胴の松飾り保存会
■参加料 2,000円
(だご汁つき)

※1人(1組) 1個限り。
■定員 先着30人
■申込方法 12月15日(金)以降、電話で申し込みください。

◎申し込み問い合わせ
蓮池公民館
☎97・0070 (8時30分～17時)

「活樹祭」 in 下水浄化センター



平成22、23年度に下水浄化センターで皆さんと植樹した樹木が大きく育っています。元気な森づくりには枝打ちなどが必要です。樹木の手入れについて学びながら、枝打ち体験をしませんか？木の枝を利用した工作も行います！

■日時 12月23日(土・祝)
9時30分～12時 ※雨天決行

■場所 下水浄化センター
(西与賀町高太郎2667番地)

■内容 樹木の枝打ち体験
木の枝等を利用した工作

■参加料 無料
■持参するもの 帽子、タオル、水筒、長靴、カップ(雨天時)
※動きやすい服装でお越しください。

■無料バス運行
乗場…佐賀市役所西玄関
時刻…8時50分発 12時30分着

■申込方法 電話、ファクスまたは電子メールに①住所②氏名③電話番号④バス利用の有無を明記の上、申し込みください。

■申込期限 12月21日(木)
※当日参加もできます。
※参加者には樹木図鑑をプレゼント！

◎問い合わせ
佐賀市緑の募金推進協議会
(建設部 緑化推進課内)
☎40・7164 FAX26・7376
✉green@city.saga.lg.jp

佐賀市ごみカレンダー 掲載広告を募集します

■応募資格 佐賀市に本店、支店、営業所等のある会社や団体(応募枠数は1法人につき1枠まで)

■掲載対象 平成30年度佐賀市ごみカレンダー(佐賀・大和・富士・川副・東与賀・久保田地区)
※約10万世帯に配布予定。

■募集数 4枠

■(応募多数の場合は市で選考)

■広告スペース(サイズ)
縦45mm×横135mm

■掲載料 1枠30万円
(広告収入は、環境啓発経費に使用)

◎申し込み問い合わせ
循環型社会推進課 3R推進係
☎30・2430 FAX30・2494
✉junkan@city.saga.lg.jp

■申込方法 申込書に広告の原稿を添えてご提出ください。広告掲載に関する要綱や様式は担当課で用意のほか、市ホームページからダウンロードもできます。

■受付期間 12月15日(金)～
平成30年1月5日(金)

※募集する広告は、公共性、品位を損なうおそれがないものなど、一定の制限を設けています。詳しくはお問い合わせください。

(参考) 広告のイメージ図

月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										
4月	日	1	2	3	4	5	6	7																																		
5月	日					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
6月	日									1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
7月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31										
8月	日											1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
9月	日																																									

■広告欄①
■広告欄②
■広告欄③
■広告欄④

※10月～3月についても同様に掲載